とし　62－110
平成24年3月1日

建築物等所有者
吉　田　正　己　　様

盛岡広域都市計画事業
盛岡南新都市土地区画整理事業
施行者　独立行政法人都市再生機構
岩手都市開発事務所長　今井雄一

建築物等移転・除却通知及び照会

あなたが所有する下記建築物等は、土地区画整理事業施行のため下記の指定期日までに移転していただくことになりましたので通知します。

指定期日後は、土地区画整理法第77条第7項の規定に基づき、施行者独立行政法人都市再生機構が移転工事を行いますので、あなたが指定期日までに自ら移転される意思があるか否かを別紙「回答書」にて回答してください。

以上、土地区画整理法第77条第2項の規定に基づき、通知及び照会します。

記

所　在　地	構造及び数量（移転工法）	指定期日	備考
盛岡市向中野字野原 ３５－７、３５－８	竹木土石等　一式（移転） 動産　一式（移転）	平成24年4月30日	

（注意事項）

1　自ら移転する場合の補償金については、別途協議させていただきます。

2　移転除却完了前に所有者が変わった場合は、新旧所有者連名のうえ、ただちに独立行政法人都市再生機構岩手都市開発事務所へ届けてください。

（教　示）

1　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知を知った日の翌日から起算して６０日以内に国土交通大臣に審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第15条に規定されています。）

2　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

3　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に独立行政法人都市再生機構を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

以上

平成24年　月　日

盛岡広域都市計画事業
盛岡南新都市土地区画整理事業
施行者　独立行政法人都市再生機構
岩手都市開発事務所長　今井雄一　殿

住　所

氏　名　　㊞

回　答　書

平成24年3月1日付とし62-110により照会のあった私所有の下記建築物等の移転について、次のとおり回答いたします。

1　所定の期限までに移転する意思　　有　・　無　　（不要の項を消してください）

記

所　在　地	構造及び数量（移転工法）
盛岡市向中野字野原 ３５－７、３５－８	竹木土石等　一式（移転） 動産　一式（移転）

以上